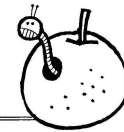


● 今月から変わる医療保険 ●

知らない
と損する

増えた医療負担を元に戻す！



10月から医療保険制度等が変わり、新たな負担増が始まります。一部高齢者の自己負担割合の見直し、自己負担限度額の引き上げ、70歳以上の長期入院者の食費・居住費増がそうです。もっとも、**と**は一定要件を満たせば、申請により負担を元の水準に戻すことが可能ですが、放置しておくと、余計な負担を強いられます。前回は税と保険料でしたが、今回は医療負担を軽くする方法をとりあげてみました。

■ 医療費の自己負担割合が変わる

まず、70歳以上の高齢者が病院等の窓口で支払う費用が大きく増えます。本年9月までは、原則として掛かった医療費の1割(現役並み所得者は2割)でしたが、10月からは、現役並み所得者(以下、上位所得者)に限り、一律3割になりました。

	本年9月まで	本年10月以降
下記以外の70歳以上者	医療費の1割負担	医療費の1割負担
70歳以上の上位所得者	医療費の2割負担	医療費の3割負担

- まずは、所得で判断する -

上位所得者に該当するか、どうかの判定基準は、前年の「課税所得」が用いられます。課税所得とは、年収から公的年金等控除、基礎控除、配偶者控除、社会保険料控除その他所得控除を差し引いた金額を指します。これが145万円以上なら3割



負担になります。ただし、本人が145万円未満でも、70歳以上の同居の家族の中に145万円以上の者がいれば、(例えば、妻本人は145万円未満でも夫は145万円以上)、本人も含めて70歳以上の同居の家族全員が3割負担になります。

既に市区町村から70歳以上者には高齢受給者証が、75歳以上者には老人保健の医療受給者証が届いています。そこに「一部負担金の割合」という欄があり、「1割」が「2割」と印字されているので、自分はどちらなのかが判ります。

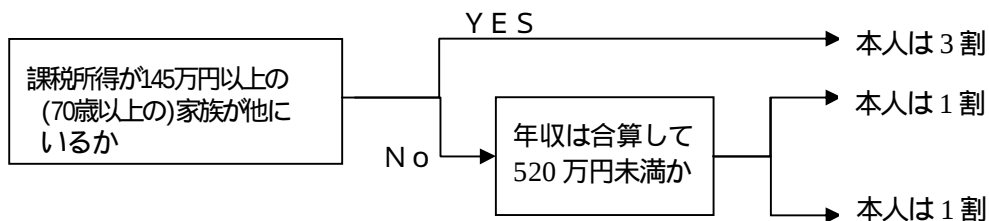
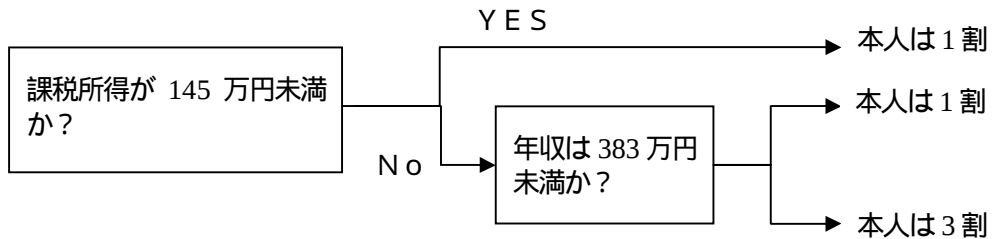
健康保険の扶養に入っている高齢者は違います。高齢者自身の所得ではなく、扶養者である被保険者(=おしなべて会社員の息子)の標準報酬月額で決まります。これが 28万円以上だと、扶養されている老親等の高齢者は、一律3割になります。

■ 年収により変更可能

市区町村から患者負担3割と書かれた通知が届いた人でも、年収が次の要件を満たせば、申請によって1割に戻すことができます。

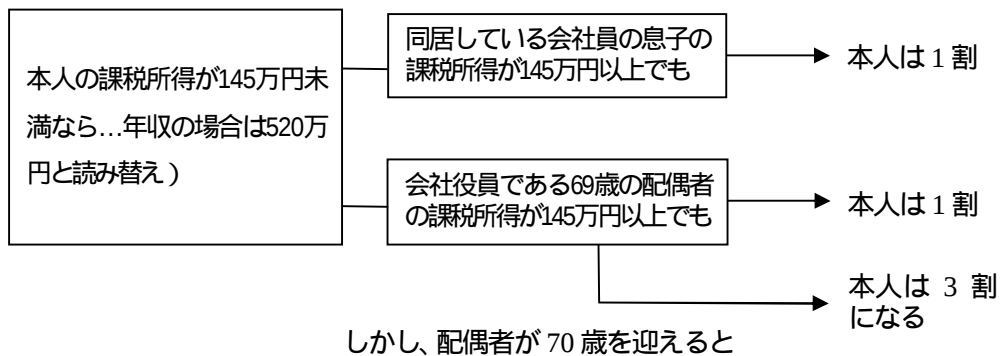
世帯に70歳以上の高齢者が本人だけなら、本人の年収が383万円未満

世帯に70歳以上の高齢者が他にいれば、高齢者の年収を合算して520万円未満



- 所得・収入要件は高齢者だけを対象 -

収入と所得は世帯員のうち70歳以上者だけで判断します。本人の他に課税所得が145万円以上の家族がいて、家族の年収を合算して520万円以上になったとしても、その家族が70歳未満であれば、70歳以上者の負担割合には影響しません。



年収要件で「1割」に該当する人は、年金証書や給与の源泉徴収票などの収入を証明する書類を添えて、高齢受給者証等の送付元に申請しましょう。確認がされれば、1割負担の医療受給者証等を再交付してくれます。それまで、診察で3割の自己負担を払っていても差額は還付されますが、申請期限を過ぎると還付されない分も出てきます。

■ 高額療養費の自己負担限度額が見直し

高額療養費とは、1か月に自己負担する医療費が限度額を超えた場合に、超過分の支払いが不要になったり、申請により、超過分を後日、還付してもらう制度のことです。年齢や所得によって、限度額は違いますが、10月からは、高齢者だけではなく、全世代で限度額が引き上げられます。

70歳以上で通院 + 入院(世帯単位)のケース(70歳未満も引き上げられたが、ここでは省略)

所得段階	本年 9 月まで	本年 10 月以降
上位所得	$72,300\text{円} + (\text{医療費} - 361,500\text{円}) \times 1\%$	$80,100\text{円} + (\text{医療費} - 267,000\text{円}) \times 1\%$
一般	4万 200円	4万4400円
低所得	2万4600円	変更はしない
低所得	1万5000円	

低所得 とは(70歳未満含む)世帯全員が住民税非課税の世帯

低所得 とは、 を満たし、かつ年収が80万円以下の世帯



- 高額療養費の所得段階は、世帯全体でみる -

医療費の自己負担割合が、1割か3割かを判断するのは、世帯員のうち70歳以上者のみであるのに対し、高額療養費の負担限度額は、(70歳未満を含む)世帯全体の所得を対象とする、という違いがあります。そのため、同一世帯の中に住民税課税者がいれば、「一般」又は「上位所得」世帯となってしまう。

こんな裏技もあるが...

ところが、これをクリアーする方法があります。要は世帯が別であれば良いわけです。同じ屋根の下で生計を同一にしようとして、世帯分離の手続きをとり、住民基本台帳上は別世帯にし、負担限度額を下げるというものです。例えば、他でもない筆者自身が過去に実践したことがあります。非課税の母親が入院期間中は別世帯にして、母親側の世帯を低所得 に変え、患者負担を抑えたことがあります。もっとも世帯を分ければ、自動的に所得段階が変更されるわけではありません。別途、市区町村に低所得者の認定を申請しなければなりません。そうすることで申請日の翌月の分から低所得 の負担限度額が適用されます。

Q. 私は、会社員なので健康保険に加入し、無収入の両親を扶養に入れていますが、この場合も私と両親を別世帯し、両親を低所得の段階にすることはできますか？

A. 国民健康保険とは異なり、健康保険には世帯という概念はありません。被保険者である本人の標準報酬月額で判断されます。したがって標準報酬月額が28万円以上ですと、仮に両親が非課税であっても上位所得世帯として取り扱われます。

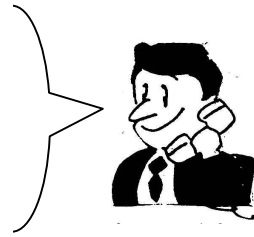
自己負担限度額引き上げと軽減措置

一定の要件下では、負担を軽くできる？



田舎にいる私の父は昨年から入院しておりますが、所得段階は、低所得なので、医療費の負担は比較的軽く済んでいます。ところが8月から所得段階が一般となり、負担が一気に増えてしまいました。年収は変わらないのに何故でしょうか？聞くとところによると、同じように一般から上位所得世帯になった人もいたとのことですが...

今回、医療費の負担が大きくなった要因は2つあります。一つは、前述のとおり10月から高額療養費の1か月当たりの自己負担限度額(以下、限度額)自体が引き上げられこと。もう一つは、8月に限度額を決める所得段階の見直しがあったことです。前者は決まりごとなのでどうにもなりません。後者は一定要件を満たせば、軽減措置を受けることができます。



■ 低所得 から一般所得に変更の場合には

65歳以上で所得が125万円以下ならば、住民税が非課税とされる措置が撤廃されたため、これまで低所得 だったのが一般に格上げされたというケースがあります。金額的には、1か月の限度額の24,600円が44,000円に増えます。

しかし、世帯員のうち一部が課税者となっても、一部が非課税者でかつ70歳の場合、平成18年8月から2年間は低所得者 の限度額が適用されます。もっとも、低所得者に関する認定を申請しなければならず、そうすると申請日の翌月の分から低所得 の負担限度額が適用されます。

■ 一般所得から上位所得に変更の場合には

もう一つは、上位所得の範囲が広がったことにより、これまで一般だったのが上位所得に格上げされたというケースです。単身者を例にとりますと上位所得に該当する基準は、7月までは年収484万円程度だったのが、383万円に引き下げられました。そのため、383万円以上だと自己負担は「3割」、1か月の負担限度額も増えます。

これも、一定の要件を満たせば、後者の1か月の負担限度額については元に戻すことができます。対象者は、住民税の課税所得が213万円未満、単身世帯で年収484万円未満、夫婦ふたり世帯で年収621万円未満 ---- のどちらかに当てはまる人です。 の場合は、役所が判断してくれるので特に手続きは要しません。しかし、 の場合は、申請しないと高い限度額になってしまふので注意が必要です。あくまでも、1か月の負担限度額を一般扱いにするための措置であり、自己負担割合は3割のままです。